

平成26年1月27日開会
平成26年1月27日閉会

平成26年第1回鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成 26 年 第 1 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 臨 時 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 26 年 1 月 27 日 午後 2 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 18 号 平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 第 4 議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第 2 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 平成 25 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 4 回）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 4

~~~~~

## 出席議員（15 人）

- |      |      |      |       |      |      |
|------|------|------|-------|------|------|
| 1 番  | 野坂道明 | 2 番  | 渡辺穰爾  | 3 番  | 松井義夫 |
| 5 番  | 石橋佳枝 | 6 番  | 伊藤ひろえ | 7 番  | 遠藤通  |
| 8 番  | 松下克  | 9 番  | 岡空研二  | 10 番 | 橋井満義 |
| 11 番 | 野口俊明 | 12 番 | 青砥日出夫 | 13 番 | 細田栄  |
| 14 番 | 村上正広 | 15 番 | 佐々木秀明 | 16 番 | 川上富夫 |



~~~~~

午後 2 時 00 分 開会

○議長（松井義夫） これより、平成 26 年第 1 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 諸 般 の 報 告

○議長（松井義夫） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

笠谷議員から、都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告のありました例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井義夫） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 54 条の規定により、2 番渡辺議員及び 1 番野口議員を指名いたします。

~~~~~

### 第 2 会期の決定

○議長（松井義夫） 次に日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

第 3 議案第 18 号

○議長（松井義夫） 次に、日程第 3、議案第 18 号を議題といたします。

これより、決算審査特別委員会の審査報告を求めます。伊藤委員長。

○決算審査特別委員長（伊藤ひろえ）（登壇） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成 25 年 10 月の組合議会定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第 18 号、平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定については、閉会中の継続審査とさせていただき、12 月 26 日に委員会を開催し、審査いたしました。

本議案の審査に当たりましては、執行部に対しまして、決算書、主要な施策の説明書などに基づき、詳細な説明を求めるとともに、必要な資料も要求し、そのうえで、予算執行が、関係法令に沿って、適正に行われたかどうか、また、それぞれの事業が効果的、効率的に行われ、西部圏域の住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行ったところでございます。

審査の過程におきましては、各委員から、退職積立基金の管理及びペイオフ対応に関すること、障害認定審査会に関すること、エコスラグセンターの溶融処理経費やし尿汚泥の焼却処理経費に関すること、参加希望型指名競争入札に関することなどの質問がございましたが、本議案について採決いたしましたところ、全会一致をもちまして、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松井義夫） これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） 別のないものと認め討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

委員長の報告は、原案認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

~~~~~

#### 第4 議案第1号～第3号

○議長（松井義夫） 次に、日程第4、議案第1号から議案第3号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第1号から議案第3号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴います関係条例の整備について、お願いをするものでございまして、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に合わせ、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例で定める使用料及び手数料の額を、税率の引き上げに相応した額に改定しようとするものでございます。

次に、議案第2号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、お願いするものでございまして、消防法施行令の一部改正により、同施行令の条項の番号が変更となることに伴い、本組合火災予防条例において引用している同施行令の条項の番号につきましても、それに合わせて改めようとするものでございます。

次に、議案第3号は、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算の第4回補正について、お願いするものでございまして、今回の補正は、まず、歳出についてですが、定年前早期退職者7名及び中途退職者1名の退職手当を増額いたしておりますほか、職員給料の特例減額分を減額いたしますとともに、物件費及び投資的経費につきましても、年度内の執行状況や契約実績等により、減額いたしたところでございます。また、積立金につきましては、このたびの補正予算におきます市町村負担金の減額可能額の一部を、市町村負担金の平準化を図るための財政調整積立金として、積み立てようとするものでございます。

次に、これに対します歳入についてでございますが、退職手当の増額に伴います退職手当債の増額をはじめ、事業費の確定に伴います国、県の補助金や組合債の増減のほか、前年度繰越金の財源充当などにより、市町村負担金を減額いたしております。

これらの結果、今回の補正予算におきましては、歳入歳出それぞれ、386万5,000円を減額し、補正後の予算額を66億1,768万3,000円といたしたところでございます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松井義夫） 管理者からの説明は終わりました。

これより、3件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、石橋議員。

○5番（石橋佳枝） はい。

○議長（松井義夫） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 米子市議会の石橋佳枝です。私は、議案第1号について、二、三、質疑をいたします。議案第1号は、消費税増税、4月からの8%引き上げに従って、手数料、使用料の消費税部分の引き上げをしようというものです。消費税は負担能力のない、ある、如何に関わらず、一律に年金収入の乏しい高齢者からも収入のない子供や赤ん坊からもかかってくる不平等な税金です。この度の8%への引き上げにおいても安倍政権はすべての社会保障に使う、すべてを社会保障に使う、こう言っていますが、その一方で、昨年末の臨時国会でプログラム法を押し通し、社会保障の削減を段階的に進めようと、広げようとしています。年金は既に引き上げられ、全国でたくさんの年金者の方たちが不服申請の用意をしておられます。これは、10年以上続くこの不況の中で、経営が苦しい米子や西部の小さな業者さん、そして、賃金のこの10年以上、下がる一方の住民の生活に大きな打撃を与えるものです。地方自治体や地方公共団体は市民の生活、福祉を守るのが最大の役割です。消費税増税分をかかってからと、計算どおりに引き上げるのではなく、住民の命を守るという最前線に立つという役割を果たすために引き上げをしないことを求めている質疑です。

まず1番目に、うなばら荘、リサイクルプラザの使用料、手数料の改定によって年間それぞれに見込まれる増収はいくらでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） うなばら荘の使用料及びリサイクルプラザの清掃手数料の消費税3%改定のアップの額でございますが、うなばら荘につきましては、590万円、リサイクルプラザの手数料につきましては、45万円となることを見込んでおります。

○5番（石橋佳枝） はい。

○議長（松井義夫） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 莫大に負担が増えるという訳ではありませんね。これを取り止めたとしても。消費税法の規定によれば、このうなばら荘の使用料、あるいはリサイクルプラザの手数料については、西部広域行政管理組合は納税の義務を負わないものです。それでも消費税分8%を増税する理由は、なぜでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 消費税は国内において、資産の譲渡等を行う個人事業者及



び法人を納税義務者としており、地方公共団体も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務がございます。従いまして、地方公共団体が行う資産の譲渡等には、消費税法第6条において非課税となるもの以外は消費税が課税されるものであり、それについては国、県からの消費税の適正転嫁に関する通知や消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に基づき、適正な転嫁を行うものでございます。

以上でございます。

**○5番**（石橋佳枝） 議長。

（「3回目」と呼ぶ者あり）

**○議長**（松井義夫） 質問は2回までですので。

次に、野坂議員。

**○1番**（野坂道明） 議長。

**○議長**（松井義夫） 野坂議員。

**○1番**（野坂道明） 一般会計補正予算について、何点かお尋ねしたいと思います。

まず初めにですね、不燃物処理費の中央操作室の運転管理業務委託料についてですけど、これは予算でですね、3,014万が当初予算で計上されております。そして、この度の補正予算で1,082万ですかね、1,000万余りの、これは入札残ということで発生しております。予算に対して、多額な入札残が出ているんですけど、近年の執行状況について、まずお尋ねしたいと思います。

続きまして、溶融処理費の委託料ですね、これの煙道飛灰再資源化業務委託、これが346万5,000円の補正で対応されております。この補正対応の理由をお尋ねします。

続きまして、白浜浄化場処理費、ここの委託料ですけど、ほとんどが入札等の残の不要額で計上されておりますけど、その中で清掃委託料というのが増額計上されております。これらについて、お答えをお願いしたいと思います。

**○事務局長**（足立信二） はい。

**○議長**（松井義夫） 足立事務局長。

**○事務局長**（足立信二） そういたしますと、順次お答えしたいと思います。

まず、中央操作室の運転管理業務委託料でございます。これにつきましては、過去の入札実績をみてみますと、設計額と契約額に大きな開きが出ております。発注側としては入札の結果、契約金額が安価になることで経費の節減というメリットがございますが、当該業務委託料の大部分が人件費となっていることを考えますと、著しく安価な契約となった場合には、当該業務に従事されます従業員に対します適正な賃金が支払われなくなるおそれがございますので、従いまして、今後は本業務の入札につきましても、他の清掃委託業務等々と同じように、最低制限価格の設定について研究を行っていきたいと考えております。

次に、煙道飛灰の委託料についてでございます。煙道飛灰再資源化委託料についてでございますが、議員もご承知のとおり、エコスラグセンターの溶融スラグの資源化率は低下傾向にあり、この要因の一つとして、煙道の清掃時に出る飛灰を再溶融することによって鉛の含有量の増加が考えられております。今年度に入ってから、資源化率は大きく落ち込んだことから、早急に改善することが必要と判断し、当該委託業務をこの度の補正予算に計上させていただいたところでございます。今後は、経過並びに見通しを十分踏まえながら、当初予算に計上するよう考えて参りたいと存じます。

3つ目のご質問の白浜浄化場処理費の中の清掃委託料ですが、白浜浄化場の外周水路の土砂等の堆積が恒常的にあるものではございませんでして、気象条件や周辺環境の変化等に応じて臨時的に発生するものでございます。今後につきましては、水路の状況についても注意を払いながら、水路の浚渫の必要が生じる場合には、適切な浚渫の時期を考えて、当初予算計上についても検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 全部お答えになりましたので、追及というのは特にありませんけど、先ほど中央操作室の運転管理業務委託に関しましては、今後の取り組みに対しての最低制限等の研究をしていくということで、その際のご答弁の中に問題点の認識も示されたところでありますから、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

また、委託に関しても煙道飛灰等のご答弁もありましたけど、近年の低下傾向、スラグ化ですよね、これの再資源化の低下傾向を見れば、やはり十分に予見できることですので、やはり当初でちゃんと対応すべき予算であろうと思います。

清掃委託料に関しましても、毎年ではありませんけど、過去の予算計上の状況を見るとですね、隔年であったり、計上されている予算でありますから、事前に状況を十分把握されて、当初予算で対応というご答弁がありましたので、その点は、これらばかりではなくて、ほかの予算も一回点検していただいて、チェックしていただいて、当初予算で盛り込めるものは予算に盛り込んでいただく、このような取り組みでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松井義夫） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにないものと認め質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

## 再開 午後3時07分

○議長（松井義夫） 委員会も終わったようですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、3件の議案について各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。野口委員長。

○総務消防教育常任委員長（野口俊明） はい。

○議長（松井義夫） 野口委員長。

○総務消防教育常任委員長（野口俊明）（登壇） 総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第4回のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（松井義夫） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。野坂委員長。

○民生環境常任委員長（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂委員長。

○民生環境常任委員長（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第1号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第4回のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（松井義夫） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（松井義夫） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長**(松井義夫) 討論ないものと認め討論を終結いたします。

これより、3件の議案を順次採決いたします。

はじめに、議案第1号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「議案第1号は異議あり」と石橋議員)

**○議長**(松井義夫) 本件については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**(松井義夫) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**(松井義夫) ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第4回を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**(松井義夫) ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第1回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時13分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員